平成２８年（フ）第２０２号
福岡市西区大字女原294番地３
破産者　是松　正人
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２０号
福岡県朝倉市堤98番地３
破産者　石丸　富江（旧姓穴井）
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３８号
福岡市博多区比恵町18番26―801号
破産者　市川　正弘
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５８号
福岡市早良区有田２丁目17番30―2202号
破産者　坂口　礼子
１　決定年月日　平成28年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６号
新潟県三条市本町５丁目１番32号
破産者　山口　淳弘
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５０３号
大阪府三島郡島本町山崎４丁目14番13号、開始決定時大阪市淀川区十八条２丁目16番46―704号
破産者　井川　蝶子
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８７６号
福岡県古賀市天神７丁目21番13号
破産者　山本　俊朗
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８９２号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1078番地16
破産者　鳥山　定仁
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９３号
福岡県大野城市白木原１丁目12番５―308号
破産者　山下　　正
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０１号
鹿児島県肝属郡錦江町城元5887番地
破産者　壱崎　涼二
１　決定年月日　平成28年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１７８５号
札幌市豊平区月寒東３条19丁目20番８号
破産者　村上　稔彦
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０９９号
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番２―201号
破産者　伊勢田憲司（旧姓湯浅）
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１８３号
札幌市豊平区美園９条３丁目３番15号　レジデンスわたなべ101号
破産者　山本　真貴
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１８８号
札幌市東区北39条東７丁目３番26号２階
破産者　柳谷　正年
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８号
札幌市清田区平岡５条６丁目４番12号
破産者　石丸　博文
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６８号
札幌市厚別区厚別東１条３丁目７番18号
破産者　兵藤　伸之
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０７号
札幌市白石区南郷通21丁目南６番３―301号
破産者　千葉　　剛
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２３号
札幌市白石区平和通17丁目北４番39号　フォーサイト平和通201号
破産者　西川　美奈
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１４号
秋田県湯沢市岩崎字北一条37番地８　アルファメゾンＢ号室
破産者　佐々木　徹
１　決定年月日　平成28年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部